

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
1	福祉保健部	福祉保健課	H21.4.1	平成21年度生活保護システム業務支援委託	1,606,500	秋田県秋田市南通築地15-32 北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	生活保護制度では、毎年4月に基準改定が実施され改定に沿ったシステムの一部改修や数値データの修正が必ず必要になる。技術支援においてはソフトウェアのプログラムが一般に公開されていないことから、システムを熟知した開発者である購入元の業者に委託する以外に該当する業者がないため	第167条の2 第11項 第2号
2	福祉保健部	福祉保健課	H21.4.1	平成21年度長崎県福祉人材センター運営事業委託	37,446,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 金子 原二郎	社会福祉法第93条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、同法第94条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに1個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる。 本県では上記により、長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターに指定している。	第167条の2 第11項 第2号
3	福祉保健部	福祉保健課	H21.4.30	平成21年度地域福祉推進支援事業委託	2,163,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 金子 原二郎	当事業は、「既存の制度では充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決のために住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的としたものであり、事業を推進していく上で、各市町社会福祉協議会や各民間福祉団体等との連携が必要不可欠である。それらの連携が十分に取れ、事業実施に必要な人材、知識、情報、経験を有する団体は県社会福祉協議会以外にはないため。	第167条の2 第11項 第2号
4	福祉保健部	福祉保健課	H21.7.31	平成21年度長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託	13,000,000	長崎市茂里町3-24 特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター センター長 酒井 龍彦	当事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者について、本人が刑務所入所中から出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を設置するものであり、その業務の特殊性・専門性等を考慮して、適切な運営が確保できると認められる民間団体等へ委託するために公募型プロポーザルを実施した。 その結果、決定した団体に業務委託するものであり、相手方が特定されるため随意契約とするものである。	第167条の2 第11項 第2号
5	福祉保健部	福祉保健課	H21.8.5	平成21年度長崎県民生委員児童委員正副会長研修委託	2,208,000	長崎市茂里町3-24 長崎県民生委員児童委員協議会 会長 野原 寅男	各市町民生委員・児童委員協議会の会長・副会長を対象とし、民生委員、児童委員に関する知識の習得、活動の向上を図るためのものである。 実施にあたっては、民生委員児童委員活動に見識があり、県内の民生委員活動の実情を把握している長崎県民生委員児童委員協議会に委託先が特定される。加えて、長崎県民生委員児童委員協議会の職員も民生委員活動、社会福祉に関する知識が深く、講師やアドバイザーとして活動出来ることから、効率的・効果的な実施が可能である。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
6	福祉保健部	福祉保健課	H21.12.1	平成21年度長崎県 福祉介護人材マッ チング支援事業委託	14,312,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協 議会 会長 金子 原二郎	本事業については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業として、各都道府県福祉人材センターへ委託して実施するよう国から示されている。 本県では、法律(社会福祉法第93条第1項)に基づき、長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターとして指定していることから、契約相手方が限られるため、他に委託することは不可能である。 よって一者随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
7	福祉保健部	福祉保健課	H22.1.13	長崎県キャリア形成 訪問指導事業委託	2,444,000	長崎市茂里町3-24 一般社団法人 長崎県社会福祉士 会 会長 小川 睦	この事業は、福祉・介護人材の育成、定着支援を目的として、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した基金事業であり、その内容上、事業実施には専門性が要求され、委託先も、介護福祉等の養成施設及び社会福祉関係の職能団体等に限定される。 今回、この事業の委託先検討に当たって、専門性を有すると判断される介護福祉士養成施設7施設及び長崎県社会福祉協議会、長崎県介護福祉士会、長崎県社会福祉士会へ受託の意思確認を行った結果、長崎国際大学及び長崎県社会福祉士会が受託可能となった。 しかし、長崎国際大学のみでは事業規模が小さく、事業をさらに県内各地に広げるためには、県内6ブロックに会員を有し、十分な専門性が認められる長崎県社会福祉士会への委託が最も適当であり、それ以外に受託可能で適した団体がいないため随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
8	福祉保健部	医療政策課	H21.4.1	平成21年度長崎県 がん登録・評価事業 業務委託	7,700,000	長崎市の中川1-8-6 財団法人 放射線影響研 究所 理事長 大久保 利晃	本事業を行うにあたって、放射線影響研究所の保管する個人データが不可欠のため、今年度も放射線影響研究所に1者随意契約する。	第167条の2 第1項 第2号
9	福祉保健部	医療政策課	H21.4.1	長崎県ナースセンター 事業	20,768,000	諫早市永昌町23-6 社団法人 長崎県看護協 会 会長 荒木 宣代	長崎県看護協会は、平成4年12月17日「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条第1項による「長崎県ナースセンター」(都道府県に1カ所の指定)として指定を受けており、県内看護職員の実態把握と医学、看護について情報を提供できる唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
10	福祉保健部	医療政策課	H21.4.1	平成21年度長崎県感 染症発生動向調査事 業委託	2,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 時本 恭	委託内容は、感染症の発生報告であり、医療行為を行う医療機関しか対応出来ない。委託先の長崎県医師会は独自に感染症対策理事会を有しており、県下全域の感染症情報を取りまとめることが出来る唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
11	福祉保健部	医療政策課	H21.4.1	平成21年度長崎県救急医療情報システム管理運営業務委託	5,326,000	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 詩本 恭	本契約は医療機関、消防、医師会から情報を収集し、救急医療従事者等や県民へ迅速で正確な情報を提供し救急患者の医療を確保するものである。 ・在宅当番医の情報収集 ・輪番医療機関の情報収集 ・医療機関の開設等や診療科目変更の情報収集 ・各医療機関の医薬品備蓄の情報収集 これらは、本県の救急医療体制の円滑な運営を目的として設立された長崎県救急医療財団の事務を引き継いだ長崎県健康事業団と各機関が長年にわたり構築した連絡体制によって可能であり、他者では不可能である。よって、目的及び性質上競争入札に適さないと判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
12	福祉保健部	医療政策課	H21.4.1	平成21年度長崎県小児救急電話相談事業運営医薬業務	11,459,175	東京都千代田区外神田5-2-1 ティーベック 株式会社 代表取締役 砂原 健市	「企画提案競技」の方法により受託予定業者を決定し、同社と随意契約を締結した。決定に際しては、外部委員を含めた「審査委員会」において、審査要領の評価項目に沿った選考を行った。	第167条の2 第1項 第2号
13	福祉保健部	医療政策課	H21.4.2	ながさき医療機関情報システム保守業務委託	2,341,500	長崎市中園町17-10 考える 有限会社 代表取締役 三海 奈穂子	本業務は、県下の医療機関の専門的治療内容等に係る約20万件に及びデータを基に県民が医療機能を検索するシステムの保守業務であり、医療機関が行うデータ更新時のデータ点検、CSVデータ管理及び障害発生時の対応など、専門的かつ高度の知識を要するものである。本システムを継続的に良好な状態で運用するためには、本業務は、このシステムの開発及び改修並びにデータ管理に携わった技術者を有する「考える有限会社」に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
14	福祉保健部	医療政策課	H21.4.6	HIV検査・相談事業委託	6,000,000	長崎市栄町2-22 社団法人 長崎市医師会 会長 野田 剛稔	本事業は、HIV抗体検査を希望する県民の方に対して、検査を受けやすい環境を確保することにより、HIV感染者の早期発見および感染拡大の防止を目的とするものである。この検査は、検査を希望する人が会場を訪れやすいよう市街地で、休日・夜間に行うこととされている。また、HIV以外の性感染症及びHIV抗体検査に精通した従事者の確保が必要である。(社)長崎市医師会は、これまでも相談・検査に携わっており、市街地における検査会場や従事者の選定・確保が可能である。このため、同医師会と契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号
15	福祉保健部	医療政策課	H21.4.10	離島救急医療標準化事業業務委託	1,480,000	大村市久原2-1001-1 JPTEC長崎 代表者 高山 隼人	本事業は、離島の救急医療の充実のため離島の指導的立場にある医療従事者に対して、国際標準的対応法に関する実技を中心とした講習会を開催し、指導技術を習得させることを目標としているが、それが行えるのは、長崎医療センター、長崎大学医学部の医師や県内消防の救急救命士等により構成されている当該団体以外に県内に行える機関がないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
16	福祉保健部	医療政策課	H21.4.15	長崎県看護教員養成講習会事業	10,453,000	諫早市永昌町23-6 社団法人 長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	この事業は、看護師等学校の教員として必要な知識・技術を修得することを目的としており、当事業の国の実施要綱で専用の教室、演習室の確保や必要な図書を有する図書室を利用できること等の規定がなされている。さらに看護教員養成講習会等の受講者で専任教員等の経験を有している者を専任教員として配置するよう定められている。これらの条件を満たす団体は県内においては他にない。	第167条の2 第1項 第2号
17	福祉保健部	医療政策課	H21.5.1	長崎県マルチメディア機器保守管理委託	2,331,000	長崎市出島町11-13 西日本電信電話 株式会社 長崎支店長 東 伸之	県マルチメディア・モデル医療展開事業により整備された遠隔画像診断システムの保守管理委託である。 長崎県マルチメディア・モデル医療展開事業は、平成12年から14年にかけて、県が協力機関となり、旧通信・放送機構(現情報通信研究機構)が事業主体となり国のモデル事業として本県において展開された離島医療機関と本土医療機関を結ぶ医療連携のシステム構築事業であり、事業終了後、県が設備一式を情報通信研究機構から購入したものである。 当該システムの導入、開発及び保守はソフトウェア、ハードウェアともに西日本電信電話株式会社が行っており、システムの保守管理に関するノウハウを有し、円滑かつ効率的に対応できるのは同社しかない。	第167条の2 第1項 第2号
18	福祉保健部	医療政策課	H21.5.22	救急医療研修等事業委託	1,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 蒔本 恭	本契約は、各地域における救急医療体制を確保するために、県民にAEDや心肺蘇生法、救急医療従事者及び救急搬送従事者等に救命処置の知識、技能を取得させ、緊急時における適正な医療・救護を確保し、各医療体制(病院前救護・初期・二次)における救急医療環境等を向上させることを目的としている。 ・医療機関及び郡市医師会、消防機関との連携 ・救急医療に関する知識 ・研修の内容 ・講師の選定 これらは、社団法人長崎県医師会によって可能であり、他者では不可能である。よって、目的及び性質上競争入札に適さないと判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
19	福祉保健部	医療政策課	H21.6.1	専門分野における質の高い看護師育成事業(がん看護)	3,800,000	長崎市文教町1丁目1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	国の研修実施基準に基づき、県がん診療連携拠点病院である長崎大学病院に委託した。ただし、契約は、大学病院の上部機関である長崎大学と締結。	第167条の2 第1項 第2号
20	福祉保健部	医療政策課	H21.6.1	専門分野における質の高い看護師育成事業(糖尿病看護)	3,800,000	長崎市茂里町3-14 日本赤十字社 長崎原爆病院 病院長 朝長 万左男	国の研修実施基準を満たす7医療機関に対し実施希望調査を行ったところ、長崎原爆病院のみ実施希望があり、また、当該病院は、各種研修を受け入れ、研修体制が整っているところから委託医療機関とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
21	福祉保健部	医療政策課	H21.7.21	長崎県がん死亡・罹患に関する要因調査事業 委託	1,804,000	長崎市中川1丁目8-6 財団法人 放射線影響研究所 理事長 大久保 利晃	本事業は、本県において、がん死亡・罹患が高い要因を調査するものである。放射線影響研究所は、昭和58年より長崎県がん登録事業を実施し、がん罹患・死亡の個人情報に厳重に保管し、情報の収集・分析について高い能力を有している。今回の事業においては、がん死亡・罹患に関する社会情報・生活情報、医療指標を放射線影響研究所が保管するデータと突合せ解析作業を行うために放射線影響研究所以外に委託することができない。	第167条の2 第1項 第2号
22	福祉保健部	医療政策課	H21.8.1	長崎県訪問看護研修事業	2,140,000	諫早市永昌町23-6 社団法人 長崎県看護協会 会長 氏田 美知子	県内の訪問看護の管理者及び訪問看護師に対して、専門的な知識と技術を修得してもらい、訪問看護の質の向上を図ることを目的としており、今後継続的に研修会を開催すると共に、訪問看護の推進体制を構築していくことも念頭においている。そのため、委託する相手方は、訪問看護に関する高度な知識を有し、かつ県内で開催する研修会を円滑に実施し、訪問看護ステーション、地域医療機関、郡市医師会等との連携を図ることが可能である必要がある。このような条件を満たす相手方は、県内では、長崎県看護協会以外になく当該団体が委託先として最適である。	第167条の2 第1項 第2号
23	福祉保健部	医療政策課	H21.9.1	がん診療離島中核病院機能強化事業	1,000,000	五島市吉久木町205 長崎県離島医療圏組合 五島中央病院 病院長 神田 哲郎	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
24	福祉保健部	医療政策課	H21.9.1	がん診療離島中核病院機能強化事業	1,000,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1549-11 長崎県離島医療圏組合 上五島病院 病院長 八坂 貴宏	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
25	福祉保健部	医療政策課	H21.9.1	がん診療離島中核病院機能強化事業	1,000,000	壱岐市郷ノ浦町東触1626 壱岐市民病院 壱岐市長 白川 博一	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
26	福祉保健部	医療政策課	H21.9.1	がん診療離島中核病院機能強化事業	1,000,000	対馬市厳原町東里301-1 長崎県離島医療圏組合 対馬いづはら病院 病院長 糸瀬 薫	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
27	福祉保健部	医療政策課	H21.9.9	女性の健康支援対策事業におけるHPV検査事業	4,650,000	長崎市江戸町2-13 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	本事業は、子宮頸がんの原因であるHPV検査を行うものである。その結果を踏まえて、子宮がん検診の普及啓発を行うことを目的とすることと同時に、今後HPVワクチンの導入が近日中に行われることが予想されており、導入年齢等についての検討が必要となる。そのためには、単にHPV検査だけでなく、ワクチンの製造や効用等に精通し、医学的見地から検査を実施し、解析できる機関に委託しなければならない。よって事業実施可能な団体は、県内唯一の薬学部の大学院を有する長崎大学に委託するものとする。	第167条の2 第1項 第2号
28	福祉保健部	医療政策課	H21.9.9	女性の健康支援事業におけるHPVアンケート調査及び検査結果解析事業	1,500,000	長崎市江戸町2-13 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	本事業は、子宮頸がんの原因であるHPV検査を実施する際にアンケート調査を行い、調査結果とHPV検査結果を突合せ解析を行うものである。この作業を行うためには、産婦人科学からの専門的な見識と、高い解析能力を有する機関に委託しなければならない。本県においては、唯一の産婦人科学教室を擁する長崎大学に委託するものとする。	第167条の2 第1項 第2号
29	福祉保健部	医療政策課	H21.9.7	平成21年度長崎県緊急被ばく医療ネットワーク調査事業委託	3,800,000	東京都港区新橋5-18-7 財団法人 原子力安全研究協会 理事長 松浦 祥次郎	本事業は、緊急被ばく医療対策に係る技術的、専門的な事項について、緊急時において被ばく医療関係者が相互に連携しつつ、効率的で確かな医療活動が実施できるよう、平常時から医療関係者、特に医師の確保・充実に努めるとともに、人的ネットワークを構築し、関係者相互の連携を強化するための情報提供並びに情報の共有化を図ることを目的としている。これらの事業を円滑に運営するためには、緊急被ばく医療に関する高度の知識とともに、広域に渡る関係機関と密接に連携を図ることが可能な人的ネットワークが必要であるが、以前から文部科学省の同等事業を受託している財団法人原子力安全研究協会以外に実施できる団体はいない。	第167条の2 第1項 第2号
30	福祉保健部	医療政策課	H21.12.14	長崎県緩和ケア医師研修事業委託	1,200,000	長崎市茂里町2-13 社団法人 長崎県医師会 会長 蒔本 恭	本契約は、県内のがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業であるが、委託の相手方はがん治療に関して高度な知識を有するとともに、地域医療機関や郡市医師会等との連携を図ることが可能である必要がある。それが可能な団体は、長崎県医師会以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
31	福祉保健部	医療政策課	H21.12.24	ながさき医療機関情報システム保守業務委託	1,491,000	長崎市扇町33-40 有限会社 ランカードコム 取締役 峰科 浩樹	本業務は、県下の医療機関の専門的治療内容等に係る約20万件に及びデータを基に県民・患者が医療機能を検索するシステムの保守業務であり、医療機関が行うインターネット入力及び紙媒体での報告によるデータ更新時のデータベース作成・点検、CSVデータ管理及び障害発生時の対応など、専門的かつ高度の知識を要するものである。本システムを継続的に最善の状態にて運用するためにはこのシステムの管理及び年間約5万件のデータ更新後のデータベース作成業務を一元管理できる社内体制を有し、かつ、このシステムの開発仕様書の作成及び類似のシステムであるグッドサイトの管理業務に携わった技術者を有する「有限会社ランカードコム」に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
32	福祉保健部	薬務行政室	H21.4.1	薬事情報伝達事業	1,200,000	長崎市茂里町3-18 社団法人 長崎県薬剤師会 会長 宮崎 長一郎	当団体は、自らが医薬品等の検査機関であるとともに、医薬品の安全性に関する情報を収集・分析することができること、医薬品情報データベースの構築・維持提供及び医薬品の安全性に関する情報の提供が確立されている(財)日本医薬情報センターの会員であること、医薬品の有効性、安全性及び副作用等に関する情報を発信する能力があること 以上により他に適当な団体がないため	第167条の2 第1項 第2号
33	福祉保健部	薬務行政室	H21.7.10	平成21年度備蓄用タミフル購入契約	196,635,600	東京都北区浮間5丁目5-1 中外製薬 株式会社 代表取締役 永山 治	行政備蓄用タミフル「タミフルカプセル75 100カプセル(PTP)」は、日本における新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保のため製造されたもので、この商品については医薬品卸売販売業者を通じず、中外製薬(株)が国及び都道府県に対し直接販売することになっているため、他に本契約を履行できる者はいない。	特例政令第10条 第1項
34	福祉保健部	薬務行政室	H21.8.6	平成21年度備蓄用リレンザ購入契約	41,265,000	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-6-15 グラクソ・スミスクライン 株式会社 代表取締役 マーク・デュノワイエ	新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用リレンザ(リレンザ(20プリスター、吸入器付))の供給は通常の市場流通品である「リレンザ」と出荷価格が異なることから、医薬品卸売販売業者を介さず、グラクソ・スミスクライン株式会社が行政(国及び都道府県)に対して、直接販売することとしており、他に本契約を履行できる者はいない。	特例政令第10条 第1項
35	福祉保健部	薬務行政室	H21.9.4	平成21年度備蓄用タミフル購入契約	30,844,800	東京都北区浮間5丁目5-1 中外製薬 株式会社 代表取締役 永山 治	行政備蓄用タミフル「タミフルカプセル75 100カプセル(PTP)」は、日本における新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保のため製造されたもので、この商品については医薬品卸売販売業者を通じず、中外製薬(株)が国及び都道府県に対し直接販売することになっているため、他に本契約を履行できる者はいない。	特例政令第10条 第1項
36	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.4.1	テレビ番組「週刊健康マガジン」放映業務委託	5,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 時本 恭	本事業は保健、衛生、健康づくり等の知識の向上を図ることにより、県民の健康を保持、増進することを目的として実施するものであり、本事業により作成・放映するテレビ番組は、医療や健康づくりに関して幅広いテーマを取り上げ、それぞれのテーマに精通した医師等が出演して解説する内容となっている。 本事業を実施するにあたって、テーマの選定、内容の構成には専門的知識を要し、また、当該テーマに適した出演者の選定・調整についても、県内の医療機関・医療関係者等について広範な情報を把握し、調整する機能を有していなければならない。 従って、委託先としては、県内で唯一、県内全域のほとんどの医師を会員としている団体であり、本事業を実施する専門的知識等を有する長崎県医師会に特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
37	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.4.1	平成21年度長崎県難病支援ネットワークの委託	5,400,000	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1 長崎県難病医療連絡協議会 会長 松尾 秀徳	当協議会は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「重症難病患者入院施設確保事業(難病支援ネットワーク)を実施するために、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年度に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療専門員を雇用している唯一の団体である。当該団体以外には委託不可能である。	第167条の2 第1項 第2号
38	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.4.1	障害者歯科診療及び休日歯科診療業務委託	20,000,000	長崎市茂里町3-19 社団法人 長崎県歯科医師会 会長 許斐 義彦	本事業は一般の歯科診療施設での治療が困難な障害者等の診療など県民の歯科診療サービスの確保を目的としている。 事業の実施に当たっては、診療行為を伴うものであることから委託先は限定され、また、実施に必要な技術や設備、離島等を巡回して診療を行うための人員の確保等が一般の歯科診療所では困難である。本事業の遂行に必要な要件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ本県唯一の歯科医師の団体である(社)長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外ありえない。	第167条の2 第1項 第2号
39	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.6.10	長崎県保健・医療・福祉データ共同分析研究事業委託	1,700,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	医療構造改革に対応し、本県における良質な保健・医療・福祉の提供を確保するため、それぞれの現状を把握し分析する必要がある。 今回委託する長崎大学大学院医歯薬学総合研究科の公衆衛生学教室は、保健・医療分野の専門研究機関として、これまで本県の医療費分析に多く関わってきた実績があり、その成果も優れている。 福祉も含めた保健・医療分野における新たな施策を構築するためには、高度なデータ分析ができる長崎大学公衆衛生学教室以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
40	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.7.1	平成21年度長崎県臓器移植対策事業(臓器移植連絡調整・普及啓発)業務委託	1,070,000	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	当財団には厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体であり、他に当該事業を実施できる団体がないため。	第167条の2 第1項 第2号
41	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.8.11	地域歯科保健活性化委託事業	9,500,000	長崎市茂里町3-19 社団法人 長崎県歯科医師会 会長 許斐 義彦	本事業は、長崎県での8020運動の積極的な普及啓発と具体的な施策の推進のため、各機関・団体と連携して各種歯科保健事業を展開し、円滑かつ効果的な歯科保健推進体制を整備することを目的としている。 その内容は口の健康を全身との関わりでとらえた対策であり、実施にあたっては、歯科保健医療に関する専門知識・技術をもち、地域で実践していることが必要である。 本事業の遂行に必要な要件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ長崎県唯一の歯科医師の団体である社団法人長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外にない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
42	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.11.13	「国民健康保険事業状況」作成システム改修業務委託	1,260,000	長崎県長崎市今博多町8-2 株式会社 長崎総合情報センター 代表取締役社長 池田 秀実	契約検討状況に記載の通り、当システムの開発は平成6年から(株)長崎総合情報センターが行っており、コクホ・ラインシステムの開発元であるツツキデンキ(株)と業務提携をしている本県内で唯一の電算会社であるため、ほかに改修できる業者がない。	第167条の2 第1項 第2号
43	福祉保健部	国保・健康増進課	H22.3.8	平成21年度国民健康保険の資格取得または喪失の届出促進に関するテレビスポット制作及び広告業務	4,176,900	長崎県長崎市桜町8-24 株式会社 プラネット 代表取締役社長 納富 司	専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者(最高得点獲得者)から見積書を徴し、随意契約を結んだ。	第167条の2 第1項 第2号
44	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,496,700	西彼杵郡時津町元村郷800 ナガサキリハビリテーションネットワーク 代表 松坂 誠應	ナガサキリハビリテーションネットワークは、地域リハビリテーションの普及啓発と推進を図ること等を目的に組織されて、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な知識・技術をもつ人材を有している。県内において、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な支援、指導が行える機関は、当該団体以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
45	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 片峰 茂	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。長崎圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
46	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	大村市協和町779 社団法人 大村市医師会 会長 小尾 重厚	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県央圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
47	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	島原市湖南町6893-2 医療法人 社団東洋会 理事長 小島 進	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県南圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
48	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度県北地域 リハビリテーション広 域支援センター事業	1,675,500	平戸市草積町1125-12 国民健康保険 平戸市民病院 平戸市長 白濱 信	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県北圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
49	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度佐世保地 域リハビリテーション 広域支援センター事 業	1,675,500	佐世保市山手町855-1 医療法人 白十字会耀光リハ ビリテーション病院 院長 大財 茂	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。佐世保圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
50	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度五島地域 リハビリテーション広 域支援センター事業	1,474,200	五島市吉久木町205 長崎県五島中央病院 院長 神田 哲郎	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
51	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度上五島地 域リハビリテーション 広域支援センター事 業	1,474,200	南松浦郡新上五島町青方郷 1549-11 長崎県上五島病院 院長 八坂 貴宏	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。上五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
52	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度壱岐地域 リハビリテーション広 域支援センター事業	1,474,200	壱岐市郷ノ浦町東触1626 壱岐市民病院 院長 中田 和孝	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。壱岐圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
53	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度対馬地域 リハビリテーション広 域支援センター事業	1,474,200	対馬市厳原町東里303-1 長崎県対馬いづはら病院 院長 糸瀬 薫	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。対馬圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第11項 第2号
54	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年度認知症介 護実践研修事業委託	12,102,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか 長寿財団 理事長 宮崎 政宣	この研修は、認知症高齢者に対する介護サービスを提供するための専門的な知識及び技術を習得させることを目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要がある。その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。長崎県すこやか長寿財団は、介護知識や介護技術の普及も含め長寿社会の支援を行う公益法人であり、高齢者介護に関する各種研修を実施しており、十分な専門性が認められる。また、財団には平成14年度からこの研修を委託しており、その間蓄積されたノウハウはもとより、財団を中心とした講師や協力スタッフ、協力実習施設の支援体制が確立している。適正な事業実施が可能で、受託可能な団体が財団以外になく、委託先として最適である。	第167条の2 第11項 第2号
55	福祉保健部	長寿社会課	H21.4.1	平成21年介護実習・ 普及センター運営事 業委託	22,191,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか 長寿財団 理事長 宮崎 政宣	委託先は県内の高齢者及びその家族が抱える様々な相談に総合的にかつ一体的に対応するとともに、高齢者介護の実習等を通じて介護知識・介護技術の普及を図り、高齢者及び家族の福祉の増進と明るく活力ある長寿社会づくりを推進することを目的に、県および市町等の出資のもと設立された公益法人で下記全ての要件を満たす県内唯一の団体である。 一般県民・家族介護者のみならず、介護専門職員を対象とした広範囲かつ専門的な介護実習を適切に実施できる団体である。 県内の高齢者やその家族からの相談に長年対応してきた実績を有し、県内の高齢者の実情に精通している。 国が定める運営要綱に基づき、県内の福祉・保健・医療・行政等関係団体の代表者で構成される委員により、事業の適切な運営がなされる団体である。	第167条の2 第11項 第2号
56	福祉保健部	長寿社会課	H21.5.15	平成21年度認知症 対応型サービス事業 管理者研修事業委託	1,860,000	長崎市茂里町3-24 長崎県介護福祉士会 会長 白仁田 敏史	この研修は、介護サービスの質に影響する介護サービス現場の管理者の資質向上を目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要がある。その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。委託先検討のため、専門性を有すると判断される長崎県介護福祉士会、長崎県認知症グループホーム連絡協議会、財団法人すこやか長寿財団、及び長崎県社会福祉協議会の4つの団体に受託の意思を確認した結果、長崎県介護福祉士会を除く3団体から不可との回答があった。長崎県介護福祉士会は、本県介護福祉の向上を目指している専門職の団体で、介護現場に精通している。また、関連機関との連携や研修の実績もあり十分な専門性が認められることから、研修委託先として最適である。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
57	福祉保健部	長寿社会課	H21.5.15	平成21年度小規模 多機能型サービス等 計画作成担当者研修 事業委託	1,040,000	長崎市茂里町3-24 長崎県介護福祉士会 会長 白仁田 敏史	この研修は、小規模多機能型居宅介護事業所の計 画作成担当者として必要な知識・技術の習得を目的 としており、また、国の制度に準じて実施する必要 があり、その内容上、研修実施団体にも専門性が要 求される。委託先検討のため、昨年度同様、専門性 を有すると判断される長崎県介護福祉士会、長崎 県認知症グループホーム連絡協議会、財団法人す こやか長寿財団及び長崎県社会福祉協議会の4つ の団体に受託の意思を確認した結果、長崎県介護 福祉士会を除く3団体から不可との回答があった。 長崎県介護福祉士会は、本件介護福祉の向上を目 指している専門職の団体で、介護現場に精通してい る。また、関係機関との連携や研修の実績もあり、 十分な専門性が認められることから、研修委託先と して最適である。	第167条の2 第11項 第2号
58	福祉保健部	長寿社会課	H21.6.29	平成21年度認知症 地域医療支援事業委 託	1,873,000	長崎市3-27 長崎県医師会 会長 蒔本 恭	「医師」を対象とした研修事業であり、医療の専門的 な知識と講師(医師)の確保、業務形態を考慮した 研修日程の調整・設定など、研修等を実施するにあ たっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整 能力を有していることが必要となる。 このため、委託先は、多くの医師が加入する「社団 法人 長崎県医師会」外にない。	第167条の2 第11項 第2号
59	福祉保健部	長寿社会課	H21.7.6	平成21年度主治医 研修委託	1,150,000	長崎市茂里町3-27 長崎県医師会 会長 蒔本 恭	「主治医研修」は、介護保険制度における要介護認 定の際の重要な書類である「主治医意見書」を作成 する医師を対象とした研修である。医療の専門的な 知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた講 師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程の 調整・設定など、研修を実施するにあたっては、医 師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有し ていることが必要となる。 このため委託先は、多くの医師が加入する「社団 法人 長崎県医師会」に特定される。	第167条の2 第11項 第2号
60	福祉保健部	長寿社会課	H21.7.16	平成21年度介護人材 確保対策事業	7,976,000	長崎市茂里町3-24 一般社団法人 長崎県介護 福祉士会 会長 白仁田 敏史	この事業は、国の福祉・介護人材の育成・定着 促進の事業実施に基づいて実施する必要があ り、その内容上、事業実施にも専門性が要求さ れる。委託先検討のため、専門性を有すると判 断される長崎県介護福祉士会、長崎県福祉人材 研修センター及び長崎県介護支援専門員連絡協 議会に受託の意思を確認した結果、長崎県介護 福祉士会を除く2団体から不可との回答があっ た。長崎県介護福祉士会は、本県介護福祉の向 上を目指している専門職の団体で、介護現場に 精通している。また、関連機関との連携や研修 の実績もあり、十分な専門性が認められること から、事業実施委託先として最適である。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
61	福祉保健部	長寿社会課	H21.9.10	介護職員処遇改善交付金承認支払い事務に伴う指定事業者等管理システム改修業務委託	1,860,600	佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427-7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治	今回改修業務を委託する指定事業者等管理システムは、株式会社佐賀電算センターが開発したシステムである。平成21年10月以降、介護職員の処遇改善助成金制度が開始され、システムの改修が必要であるが当該システムのソースプログラムは同社が著作権として保有し、他の事業者へ開示することはできないため、他の業者では管理システムの改修ができない。	第167条の2 第1項 第2号
62	福祉保健部	長寿社会課	H21.10.1	長崎県介護職員処遇改善交付金の支払事務委託	3,684,000	長崎県長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 奥村 慎太郎	本交付金は介護報酬請求額と連動した算定となっているため、県内全保険者から介護報酬の支払い事務の委託を受けている長崎県国民健康保険団体連合会以外には、交付金の算定をすることはできない。 なお、国通知「介護職員処遇改善等臨時特別基金管理運営要領」において、委託ができる団体として当該団体が明記されており、国は、当該団体への委託を前提に、国民健康保険中央会へシステム改修を委託し、その費用を全国の国民健康保険団体連合会が按分することとしている。 よって、当該団体以外に委託先を選択する余地はない。	第167条の2 第1項 第2号
63	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.7	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,143,510	平戸市大久保町325 社会福祉法人 聖婢姉妹会 理事長 林 チヨ	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第1項 第2号
64	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.8	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,002,314	雲仙市小浜町北本町1056-3 社会福祉法人 桜花 理事長 前田 壮子	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第1項 第2号
65	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.18	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,459,160	諫早市幸町59-1 社会福祉法人 博愛会 理事長 杉内 洋子	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第1項 第2号
66	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.28	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,186,540	五島市下崎山町699 社会福祉法人 さゆり会 理事長 林田輝久	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第1項 第2号
67	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.28	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,024,827	長崎市油木町65-14 社会福祉法人 致遠会 理事長 野濱 愛	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
68	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.21	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	4,412,301	東京都千代田区神田駿河台2-9 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第11項 第2号
69	福祉保健部	長寿社会課	H22.1.28	平成21年度「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	1,544,494	長崎市出来大工町46 株式会社 ヒューマンネットワーク 代表取締役 山口 敏郎	国の緊急雇用創出事業を活用し、ハローワークを通して離職失業者を雇用する事業であり、雇用される者が特定される。 また、受託者は「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施出来る施設であり、雇用予定者を確保出来ているため。	第167条の2 第11項 第2号
70	福祉保健部	長寿社会課	H22.2.12	平成21年度介護保険事業状況報告システム改修	2,035,950	長崎市今博多町8-2 株式会社 長崎総合情報センター 代表取締役社長 池田 秀実	介護保険事業状況報告システムは、ゼッタテクノロジー(株)(東京都)が開発したプログラムを使用しており、今回のシステムの改修に対応するには、当該開発業者からプログラムに関する情報を得る必要があるが、本県には開発業者の営業所は無く、左記業者が県内唯一の代理店である。また、当該システムの保守管理についても、左記業者に委託しており、システムの内容について熟知している	第167条の2 第11項 第2号
71	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県障害者スポーツ大会開催事業委託料	6,481,400	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者のスポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体力増強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生活の質の向上を図ることを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に本事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第11項 第2号
72	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	知的障害者スポーツ大会開催事業委託料	2,000,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業における「都道府県地域生活支援事業」の「その他の事業」の「社会参加促進事業」を受託実施のために、国の要綱に基づき設置した団体であり、知的障害者スポーツ大会開催事業は当該事業の中の1事業である。 (障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会作りに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に本事業の委託先として適当な団体はない。)	第167条の2 第11項 第2号
73	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	多重債務相談機関へのメンタルヘルス相談員配置事業委託	2,769,000	諫早市永昌町23-6 社団法人 長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	本事業は、多重債務等の相談者のうち、メンタルヘルスケアの必要な方を効果的に治療につなげていくことを目的として、多重債務相談機関にメンタルヘルス相談員を配置することとしているが、(社)長崎県看護協会は、保健師等の有資格者が自主的に運営する職能団体で、精神保健相談に従事経験のある保健師も多く、また、日頃から「まちの保健室」(こことからだの相談)事業等を実施しており、事業目的に最も合致した機関である。	第167条の2 第11項 第2号
74	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	愛の県民運動事業委託料	3,200,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原 輝幸	県下の福祉向上を目的とし、本事業を遂行できる適当な公共的団体は他にはなく、今年度も1者随意契約とする。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
75	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度地域生活支援事業委託料	24,482,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、本事業を受託実施するために、国の要綱に基づき設置した団体であり、本事業を円滑に遂行できる適当な団体は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
76	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度障害者就業・生活支援センター事業委託料(県央)	5,192,160	雲仙市瑞穂町古部甲1572 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 良昭	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認められた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
77	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度障害者就業・生活支援センター事業委託料(県南)	5,192,160	雲仙市瑞穂町古部甲1572 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 良昭	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認められた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
78	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度障害者就業・生活支援センター事業委託料	5,192,160	北松浦郡江迎町奥川内免 300-1 社会福祉法人 民生会 理事長 松田 正民	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認められた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
79	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度障害者就業・生活支援センター事業委託料	5,192,160	長崎市西山町4丁目610 社会福祉法人 ゆうわ会 理事長 小田 隆	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認められた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
80	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度重症心身障害児(者)通園事業委託料	16,299,360	諫早市小長井町遠竹2747-6 社会福祉法人 聖家族会 理事長 中山 和子	本事業は、重度の心身障害のある障害児(者)の状況に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が、求められる。 委託先の施設は知事の指定した施設であり、県内の重症心身障害児施設等で本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を整え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は他になく委託先として適当である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
81	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度重症心身障害児(者)通園事業委託料	16,299,360	佐世保市柚木町1279-1 社会福祉法人 蓮華園 理事長 桑原 良誓	本事業は、重度の心身障害のある障害児(者)の状況に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。 委託先の施設は知事の指定した施設であり、県内の重症心身障害児施設等で本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を整え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は他になく委託先として適当である。	第167条の2 第11項 第2号
82	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度重症心身障害児(者)通園事業委託料	16,299,360	島原市立野町丙1900-19 社会福祉法人 島原市手をつなぐ育成会 理事長 平野 嗣雄	本事業は、重度の心身障害のある障害児(者)の状況に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。 委託先の施設は知事の指定した施設であり、県内の重症心身障害児施設等で本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を整え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は他になく委託先として適当である。	第167条の2 第11項 第2号
83	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	平成21年度重症心身障害児(者)通園事業委託料	16,299,360	諫早市有喜町537-2 社会福祉法人 幸生会 理事長 山田 優儀	本事業は、重度の心身障害のある障害児(者)の状況に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。 委託先の施設は知事の指定した施設であり、県内の重症心身障害児施設等で本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を整え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は他になく委託先として適当である。	第167条の2 第11項 第2号
84	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県子ども心の診療拠点病院機構推進事業委託	11,240,000	長崎市坂本1丁目7-1 長崎県子ども心の診療拠点病院連絡協議会 会長 小澤 寛樹	国は、県に1病院を拠点病院として事業を行う構想であるが、本県においては1病院での事業実施が不可能であるため、複数病院による「子どもの心の診療拠点病院群」による当該事業の拠点とすることになった。 なお、拠点病院を統括し、事業実施の要となる「長崎県子ども心の診療拠点病院連絡協議会」が組織されたので委託する。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
85	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県ふるさと雇用再生(工賃引き上げサポート事業)事業委託	3,674,000	長崎市御船蔵町1-9 特定非営利活動法人 障害者就労支援センター 理事長 伊達木百合子	本事業は、雇用の確保及び障害者が受け取る工賃(賃金)の引き上げを目的としている。従って、契約の対象となる障害福祉施設のうち、工賃の引き上げの可能性が高い施設と契約する必要があるため、実績を踏まえたうえで、契約の相手方を決定した。	第167条の2 第1項 第2号
86	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県ふるさと雇用再生(工賃引き上げサポート事業)事業委託	3,674,000	諫早市八天町6-17 特定非営利活動法人 マンボウの会 会長 庄子裕子	本事業は、雇用の確保及び障害者が受け取る工賃(賃金)の引き上げを目的としている。従って、契約の対象となる障害福祉施設のうち、工賃の引き上げの可能性が高い施設と契約する必要があるため、実績を踏まえたうえで、契約の相手方を決定した。	第167条の2 第1項 第2号
87	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県ふるさと雇用再生(工賃引き上げサポート事業)事業委託	3,674,000	諫早市目代町1816-1 社会福祉法人 つかさ会 理事長 志賀正幸	本事業は、雇用の確保及び障害者が受け取る工賃(賃金)の引き上げを目的としている。従って、契約の対象となる障害福祉施設のうち、工賃の引き上げの可能性が高い施設と契約する必要があるため、実績を踏まえたうえで、契約の相手方を決定した。	第167条の2 第1項 第2号
88	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県精神科救急医療システム事業委託(単価契約)	契約単価 57,070円/日	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷361 はってん荘内 長崎県精神科病院協会 会長 小島居 袁	委託先は、精神科病院その他精神障害者の医療施設の向上発展を図り、社会福祉の増進に貢献することを目的として、精神科病床を有するすべての民間精神科病院が組織した協会であることから、当事業の委託団体として最も適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
89	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県精神科救急医療システム事業委託(単価契約)	契約単価 57,070円/日	五島市吉久木町205 長崎県五島中央病院 院長 神田 哲郎	委託先は、五島市において唯一、精神科病床を有する病院であることから、当事業の委託団体として最も適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
90	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県精神科救急医療システム事業委託(単価契約)	契約単価 57,070円/日	対馬市厳原町東里303-1 長崎県対馬いづはら病院 院長 糸瀬 薫	委託先は、対馬市において唯一、精神科病床を有する病院であることから、当事業の委託団体として最も適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
91	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県精神科救急医療システム事業委託(単価契約)	契約単価 57,070円/日	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市長 白川 博一	委託先である壱岐市(壱岐市民病院)が所在する壱岐には、当該委託病院と民間病院(長崎県精神科病院協会加入)があるが、当事業は精神科病床を有するすべての法人等の協力を得て実施していることから、当事業の委託団体として最も適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
92	福祉保健部	障害福祉課	H21.4.1	長崎県精神障害者地域移行支援特別対策事業	1,853,200	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院支援を行いつつ、地域生活が円滑にできるよう保健福祉圏域毎の社会資源の確保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築する事業であり、他の圏域では県立保健所が実施している。 公平中立の立場で精神保健福祉活動を推進し、関係機関への助言指導を行い、圏域内のシステムづくりを行えるのは、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として位置づけられた保健所を有する佐世保市のみであり、よって、佐世保市保健所との随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
93	福祉保健部	障害福祉課	H21.6.1	全国障害者スポーツ大会選手団強化及び派遣事業委託	16,375,200	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者のスポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体力増強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生活の質の向上を図ることを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に当事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項 第2号
94	福祉保健部	障害福祉課	H21.7.1	平成21年度長崎県相談支援従事者研修事業委託	1,100,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託するために、国の要綱に基づいて設置された団体で、当事業の実施などを通じて各障害に精通しており、委託団体として最も適当であり、また他に当事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項 第2号
95	福祉保健部	障害福祉課	H21.7.8	平成21年度字幕入り映像ライブラリー作品制作委託	2,409,750	東京都新宿区新宿1丁目23-1 新宿マルネビル 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 理事長 金田 一郎	本団体は映像作品に字幕・手話を挿入した映像ライブラリー及び手話普及のための教材の製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の知識、教養の向上を図ることを目的としている。今回、委託する映像ライブラリー作品の制作については、番組制作会社の著作権許諾テープ等の制作までを全て行っている団体は他にないため、1者随意契約とする。なお、厚生労働省からも委託先として指定されている。	第167条の2 第1項 第2号
96	福祉保健部	障害福祉課	H21.7.27	長崎県精神障害者地域移行支援特別対策事業	2,836,400	長崎市桜町2-22 長崎市長 田上 富久	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院支援を行いつつ、地域生活が円滑にできるよう保健福祉圏域毎の社会資源の確保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築する事業であり、他の圏域では県立保健所が実施している。 公平中立の立場で精神保健福祉活動を推進し、関係機関への助言指導を行い、圏域内のシステムづくりを行えるのは、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として位置づけられた保健所を有する長崎市のみであり、よって、長崎市保健所との随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
97	福祉保健部	障害福祉課	H21.8.28	自殺防止対策ラジオスポット制作・放送業務委託	1,499,999	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	本事業は、自殺防止に向けた県民の方々の意識の啓発のために、ラジオスポットの制作・放送を委託するものであり、専門的なノウハウが必要であるため、プロポーザル方式により、「本人向け編」のラジオスポットについて随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
98	福祉保健部	障害福祉課	H21.8.28	自殺防止対策ラジオ スポット制作・放送業 務委託	1,499,999	長崎市栄町5-5 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添 一巳	本事業は、自殺防止に向けた県民の方々の意識の啓発のために、ラジオスポットの制作・放送を委託するものであり、専門的なノウハウが必要であるため、プロポーザル方式により、「周囲の人向け編」のラジオスポットについて随意契約を行う。	第167条の2 第11項 第2号
99	福祉保健部	障害福祉課	H21.10.1	工賃倍増に関する広 報業務	1,300,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉協議会内 街かどのふれあいバザール運 営委員会 運営委員長 田中 信春	広報媒体の選定や実施時期など、広報を効果的に実施するためには、会員が授産施設で各地で販売活動を行っている当委員会に委託することが効率的であるため。	第167条の2 第11項 第2号
100	福祉保健部	障害福祉課	H21.10.8	平成21年10月処遇 改善に係る指定障害 福祉サービス事業者 等管理システム改修 業務	1,785,000	佐賀県佐賀市兵庫町大字藤 木1427-7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治	今回改修業務を委託する指定障害福祉サービス事業者等管理システムは、株式会社佐賀電算センターが開発したシステムである。平成21年10月以降、福祉・介護人材の処遇改善助成金制度が開始され、システムの改修が必要であるが当該システムのソースプログラムは同社が著作権として保有し、他の事業者へ開示することはできないため、他の事業者では管理システムの改修ができない。	第167条の2 第11項 第2号
101	福祉保健部	障害福祉課	H21.10.9	長崎県ふるさと雇用 再生(障害者の就労 移行への支援事業) 事業	1,649,000	諫早市八天町6-17 特定非営利活動法人 マンボ ウの会 会長 庄子裕子	本事業は、緊急雇用対策室が公募した「企業・団体等からの企画提案型事業」であり、民間の審査員も含めた審査会で選考されたものであるため。	第167条の2 第11項 第2号
102	福祉保健部	障害福祉課	H21.11.4	障害福祉施設経営コ ンサルティング事業	2,121,000	長崎市古町56 株式会社 帝国データバンク 長崎支店 支店長 矢ヶ部 岩男	本事業は経営指導に関する専門的な知識・ノウハウが必要であるため、公募により専門業者から企画提案を受け、その中から最も優れた案を選定する「企画提案型見積もりによる随意契約」により1者と契約することが適当であるため。	第167条の2 第11項 第2号
103	福祉保健部	障害福祉課	H.21.11.5	長崎県ふるさと雇用 再生(障がい者と佐世 保市民をつなぐ福祉 の店事業)事業	19,046,378	佐世保市早岐1丁目1-1 佐世保地区障がい者就労支 援協議会 代表 原田 良太	本事業は、緊急雇用対策室が公募した「企業・団体等からの企画提案型事業」であり、民間の審査員も含めた審査会で選考されたものであるため。	第167条の2 第11項 第2号
104	福祉保健部	障害福祉課	H21.11.6	自殺防止対策テレビ スポット制作・放送業 務委託	14,000,000	長崎上市町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	本事業は、自殺防止に向けた県民の方々の意識の啓発のために、テレビスポットの放送をするもので、専門的なノウハウが必要であり、テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとして効率的な広報活動が期待できる県内の民放送局4社から、プロポーザル方式により随意契約を行う。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
105	福祉保健部	障害福祉課	H21.11.26	平成21年度長崎県 サービス管理責任者 研修事業委託	1,100,000	長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託するために国の要綱に基づいて設置された団体で、本事業も地域生活支援事業に位置づけられている。また、サービス管理責任者になるための条件として、他に相談支援従事者研修の受講が要因の一つとなっているが、その研修を当団体に委託しているため信頼性もあり、本研修の運営に関しても効率的な執行が可能であるので、委託先として最も適当である。	第167条の2 第1項 第2号
106	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	戦傷病者戦没者遺族 等援護事業委託金	1,100,000	長崎市江戸町2-1 長崎県軍恩連盟 会長 寺山 民蔵	この事業は、恩給法による旧軍人恩給受給資格の有無の調査及び恩給法の啓発と、恩給請求書類の整備のための指導を行うものであり、当該団体以外には、旧軍人軍属に対する恩給に関する業務を実施している団体がないため、他の団体で代替することができない。	第167条の2 第1項 第2号
107	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	援護システムの賃貸 借及び保守	2,870,712	東京都千代田区丸の内二丁目7-3 三菱電機 株式会社 官公システム部長 松井 久 憲	本システムは厚生労働省、各都道府県、データセンター等をオンラインで結び事務処理効率を上げるために厚生労働省と当該業者が共同で開発を行ったものであるため、システム機器の賃借及び保守に関してはシステムを熟知した開発者である当該業者以外に適当な業者はない。	第167条の2 第1項 第2号
108	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	被爆者定期健康診断 実施等の通知事務委 託	5,570,946	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石 哲哉	当事業団は県所管の8割の被爆者健康診断を実施しており、保有する被爆者に関する情報を活用したデータベース及び未受診者の情報管理による被爆者健康診断通知の八ガキ作成が効率的かつ適切に行える唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
109	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	在韓被爆者支援事業 業務委託	23,000,000	大韓民国 ソウル特別市中区 南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 金 榮喆	本事業は国からの受託事業であり、在韓被爆者に対する原爆諸手当及び葬祭費支給事務を委託している。厚生労働省と大韓赤十字社間で人件費、その他事務費等を調整の上、額の決定が行われるため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号
110	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	在韓被爆者保健医療 助成事業業務委託	260,000,000	大韓民国 ソウル特別市中区 南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 金 榮喆	本事業は国からの受託事業であり、厚生労働省と大韓赤十字社間で額の決定が行われているため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号
111	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	戦傷病者戦没者遺族 等援護事業委託金	1,100,000	長崎市江戸町2-1 財団法人 長崎県傷痍軍人会 会長 本山 作一	この事業は、恩給法による旧軍人恩給受給資格の有無の調査及び恩給法の啓発と、恩給請求書類の整備のための指導を行うものであり、当該団体以外には、戦傷病者に対する恩給に関する業務を実施している団体がないため、他の団体で代替することができない。	第167条の2 第1項 第2号
112	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	在韓被爆者保健医療 助成事業事務費委託 (単価契約)	契約単価 1,330円/件	大韓民国 ソウル特別市中区 南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 金 榮喆	本事業は国からの受託事業であり、厚生労働省と大韓赤十字社間で額の決定が行われているため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
113	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	諫早市多良見町化屋名986 - 3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石 哲哉	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
114	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	長崎市中川1丁目8-6 財団法人 放射線影響研究所 理事長 大久保 利晃	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
115	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	長崎市茂里町2-41 財団法人 長崎原子爆弾被爆 者対策協議会 会長 中野 吉邦	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
116	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	長崎県大浦町9-30 医療法人 財団健友会 大浦診療所 所長 本田 英雄	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
117	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	佐世保市大和町15 医療法人 白十字会 佐世保中央病院 理事長 富永 雅也	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
118	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	佐世保市平瀬町9-3 佐世保市立総合病院 佐世保市病院事業管理者 飛永 晃二	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
119	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	佐世保市島地町10-17 国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院 院長 木寺 義郎	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
120	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	佐世保市瀬戸越2-12-5 独立行政法人 労働者健康福 祉機構 長崎労災病院 院長 横山 博明	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
121	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	健康診断委託費 (単価契約)	契約単価 7,445円/件	佐世保市早苗町491-14 杏林病院 院長 奥川 信治	県下各地に居住する被爆者が、身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように契約相手方を広く県下全域の医療機関とするため。	第167条の2 第1項 第2号
122	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.4.1	原爆医療費支給申請 書審査事務委託	単価契約 111円60銭	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連 合会 理事長 平瀬 研	国民健康団体連合会は国民健康法第83条に基づいて設立された公益法人であり、高度な医療事務の知識が集積された機関に原爆医療費支給申請の内容審査を委託することにより、正確かつ迅速な審査を行うことができる。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
123	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H21.5.26	医師等派遣事業及び 受入医師研修事業業 務委託	2,450,000	長崎市江戸町2-13 長崎・ヒバクシャ医療国際協 力会 会長 蒔本 恭	本事業は韓国医師の研修受入れ及び医師等の派遣を行うものであり、平成14年度から長崎ヒバクシャ医療国際協会に委託して実施している。当該団体は、大学病院を始め放射線医療の関係機関等で構成されている唯一の機関であり、この事業を行える機関は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
124	福祉保健部	東彼・北松福祉事務所	H21.4.1	公用車駐車場借上料	1,587,600	福岡市博多区博多駅南1-3-6 株式会社 NTTアセット・プランニング 取締役九州支店長 橋本 重彰	・生活保護等の調査及び家庭訪問などのため公用車7台所有しているが、庁舎敷地に駐車場がないため、民間の駐車場を借り上げる必要がある。 ・庁舎近隣の民間駐車場はほとんどがコイン駐車場であり、公用車駐車場としては不向きである。 ・庁舎近隣に月極駐車場は当該駐車場とスーパー併設駐車場の2カ所あるが、スーパーの駐車場は高層立体駐車場で駐車場所の指定が無く、スーパー利用者との混在利用のため事故等が懸念され公用車駐車場には不適切であり、当該駐車場と借上契約をした。	第167条の2 第1項 第2号
125	福祉保健部	佐世保看護学校	H21.4.1	平成21年度臨地実習 管理委託	4,000,000	佐世保市平瀬町9-3 佐世保市病院事業管理者 飛永晃二	本契約は、本校の看護師養成のための主たる実習施設である佐世保市立総合病院での実習の実施に付随して病院から受ける施設利用・指導経費の委託契約である。佐世保市立総合病院は、長きに渡って本校学生を実習生として受け入れており、また多くの看護師の方が本校の非常勤講師として指導されている状況である。実習施設の確保は、学校運営の重要事項であるが、実習施設の選定はその目的や性質上、競争入札に適さないと判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
126	福祉保健部	こども医療福祉センター	H21.4.1	庁舎警備業務委託	2,995,200	個人のため未記入	本契約の受託者(3名)については、当センターへの特殊性(病院兼福祉施設)にも長年の勤務から業務に精通され、本年度も委託するのに十分な能力と経験を有している、なお警備会社への委託価格に比べて安価な金額で、受託していただいている。	第167条の2 第1項 第2号
127	福祉保健部	こども医療福祉センター	H21.4.1	医事電算システム 賃貸借	1,601,460	長崎市栄町5-1 株式会社 NDKCOM 代表取締役社長 久保 東	18年度まで医事業務としてシステムのリース料込みで1者随意契約をしていたが、19年度より医事業務と医事システムのリース料を分けて契約する事となった、医事システムは使用しているソフトに互換性が無いため現在までに蓄積したデータの変換作業に2ヶ月ないしは3ヶ月以上の準備期間とデータ移行経費に300万円程の金額がかかると予測され、準備期間も予算措置も出来なかったため当センターの業務の性質上、業務を直ちに次の業者に引き継ぐ事は困難であり現在の契約業者と1者随意契約を締結することが有利であることと、対外的に医事業務を支障なく継続させることが必要のため。	第167条の2 第1項 第2号
128	福祉保健部	こども医療福祉センター	H21.9.24	日立X線透視装置TU-900DR修理	1,155,000	長崎市万才町3-5 株式会社 日立メディコ 長崎営業所 所長 秋岡 伸	日立メディコ製のX線透視装置で故障した部分が装置の重要箇所、日立メディコ以外修理できる業者がないため	第167条の2 第1項 第2号